

春日部市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

春日部市国民健康保険税条例（平成１７年条例第１２０号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(課税額) 第３条 ２ 前項第１号の基礎課税額は、世帯主（前条第２項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>63万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>63万円</u>とする。 ４ 第１項第３号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第２項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>17万円</u>を超える場合には、介護納付金課税額は、<u>17万円</u>とする。 (国民健康保険税の減額) 第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第３条第２項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>63万円</u>を超える場合には、<u>63万円</u>）及び同条第３項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第４項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>17万円</u>を超える場合には、<u>17万円</u>）の合算額とする。 (１) 法第703条の５に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の５に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第１項に規定する給与所得について同条第３項に規定する給与所得控</u>	(課税額) 第３条 ２ 前項第１号の基礎課税額は、世帯主（前条第２項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>61万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>61万円</u>とする。 ４ 第１項第３号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第２項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>16万円</u>を超える場合には、介護納付金課税額は、<u>16万円</u>とする。 (国民健康保険税の減額) 第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第３条第２項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>61万円</u>を超える場合には、<u>61万円</u>）及び同条第３項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第４項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>16万円</u>を超える場合には、<u>16万円</u>）の合算額とする。 (１) 法第703条の５に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>33万円</u>を超えない世帯に係る納税義務者

除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

- (2) 世帯主、当該年度の賦課期日（賦課期日後に国民健康保険税の納付義務が発生した場合にはその発生した日。次号において同じ。）現在においてその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）につき算定した法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

- (3) 世帯主、当該年度の賦課期日現在においてその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等

- (2) 世帯主、当該年度の賦課期日（賦課期日後に国民健康保険税の納付義務が発生した場合にはその発生した日。次号において同じ。）現在においてその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）につき算定した法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

- (3) 世帯主、当該年度の賦課期日現在においてその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前

の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

（特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例）

第21条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第22条の2において同じ。）である場合における第4条及び前条の規定の適用については、第4条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第21条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1項中「総所得金額」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。）」とする。

附 則

（公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

8 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者（以下「世帯主等」という。）が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得（次項から附則第12項までにおいて「公的年金等所得」という。）について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上の者に係るものに限る。次項から附則第12項までにおいて「特定公的年金等控除額」という。）の控除を受けた場合における第21条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定す

2号に該当する者を除く。）

（特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例）

第21条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第22条の2において同じ。）である場合における第4条及び前条の規定の適用については、第4条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第21条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1項中「総所得金額」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。）」とする。

附 則

（公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

8 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者（以下「世帯主等」という。）が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得（次項から附則第12項までにおいて「公的年金等所得」という。）について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上の者に係るものに限る。次項から附則第12項までにおいて「特定公的年金等控除額」という。）の控除を受けた場合における第21条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定す

る<u>総所得金額及び山林所得金額</u>とあるのは「法第703条の5に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）<u>及び山林所得金額</u>と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。	る<u>総所得金額</u>とあるのは、「法第703条の5に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）」とする。
---	---

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。ただし、第3条及び第21条各号列記以外の部分の改正規定は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の春日部市国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。